

各種控除について（給与所得者用）

年末調整では、勤務先に『各種申告書』を提出することで、いろいろな控除が受けられます。

※ 本年の年末調整においては、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件の引上げや特定親族特別控除の創設などの改正が行われていますので、ご注意ください。

1 扶養控除等申告書を提出して受けられる控除

16歳以上の親族を扶養している場合や、障害者がいる場合、あなたが学生の場合、現在婚姻しておらず子供がいる場合には、次の控除を受けられる場合がありますので、次の控除の内容を確認し、該当する場合には、扶養控除等申告書に所定の事項を記載し、勤務先に提出してください。

① 扶養控除

扶養控除の対象（控除対象扶養親族）となるのは、あなたと生計を一にする居住者である年齢16歳以上の親族（里子や養護老人を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。以下1において同じです。）及び一定の要件を満たす非居住者のうち、合計所得金額が58万円（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が123万円）以下の人です。

控除の種類		控除額
扶養控除	一般的控除対象扶養親族	38万円
	特定扶養親族	63万円
	老人扶養親族	48万円
	同居老人等	58万円

(注1) 特定扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満（平成15年1月2日～平成19年1月1日生）の人のいいます。

(注2) 老人扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上（昭和31年1月1日以前生）の人のいいます。

② 障害者控除、勤労学生控除

控除の種類		控除額
障害者控除 [本人 同一生計配偶者 扶養親族]	一般の障害者	27万円
	特別障害者	40万円
	同居特別障害者	75万円
	勤労学生控除（のみの人のいいます）	27万円

(注1) 同一生計配偶者とは、あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、合計所得金額が58万円以下の人をいいます。

(注2) 扶養親族とは、あなたと生計を一にする親族で、合計所得金額が58万円以下の人をいいます。

(注3) 勤労学生控除は、勤労による所得を有する一定の要件を満たす学生又は生徒で、その合計所得金額が85万円（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が150万円）以下で、かつ、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得が10万円以下の場合に適用されます。

③ 寡婦控除、ひとり親控除

控除の種類		控除額
寡婦控除		27万円
ひとり親控除		35万円

(注1) 「寡婦」とは、夫と離婚した後婚姻をしていない人で、扶養親族を有すること、合計所得金額が500万円以下であること及び事实上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいることの全てを満たす人、又は、夫と死別した後婚姻をしていない人若しくは夫の生死の明らかでない人で、合計所得金額が500万円以下であること及び事实上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいることの全ての要件を満たす人をいいます。「ひとり親」に該当する人を除きます。）。

(注2) 「ひとり親」とは、現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかでない人で、生計を一にする子（他の人の同一生計配偶者又は扶養親族とされている人を除き、その年分の所得金額の合計額が58万円以下の子に限ります。）を有すること、合計所得金額が500万円以下であること及び事实上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいることの全ての要件を満たす人をいいます。

2 配偶者控除等申告書を提出して受けられる控除

配偶者がいる場合には、次の控除を受けられる場合がありますので、次の控除の内容を確認し、該当する場合には、配偶者控除等申告書に所定の事項を記載し、勤務先に提出してください。

① 配偶者控除

あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、合計所得金額が58万円以下である生計を一にする配偶者（同一生計配偶者）を有する場合に適用されます。控除額は、あなたの合計所得金額に応じて最高38万円（配偶者が老人控除対象配偶者の場合は、最高48万円）となります。

(注) 老人控除対象配偶者は、年齢70歳以上（昭和31年1月1日以前生）の人をいいます。

② 配偶者特別控除

あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、合計所得金額が58万円超133万円以下である生計を一にする配偶者を有する場合に適用されます。控除額は、あなた及び配偶者の合計所得金額に応じて最高38万円となります。

3 特定親族特別控除申告書を提出して受けられる控除

あなたと生計を一にする年齢19歳以上23歳未満（平成15年1月2日～平成19年1月1日生）の親族（里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で合計所得金額が58万円超123万円以下の人（特定親族）を有する場合には、特定親族特別控除を受けられる場合がありますので、特定親族特別控除申告書に所定の事項を記載し、勤務先に提出してください。控除額は、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて最高63万円となります。

4 保険料控除申告書を提出して受けられる控除

社会保険料や生命保険料、地震保険料を支払っている場合には、次の控除を受けられますので、保険料控除申告書に所定の事項を記載し、勤務先に提出してください。

○ 各種保険料控除

控除の種類		控除額			
社会保険料控除		支払った保険料の全額			
小規模企業共済等掛金控除		支払った掛金の全額			
保険等の種類	旧契約	新契約	両方がある場合		
一般の生命保険料	最高5万円	最高4万円	最高4万円		
個人年金保険料	最高5万円	最高4万円	最高4万円		
介護医療保険料	—	最高4万円	—		
合計適用限度額		最高12万円			
地震保険料のみの場合		最高5万円			
地震保険料控除の長期損害保険料のみの場合		最高1万5万円			
両方がある場合		最高5万円			

(注) 旧契約とは、平成23年12月31日以前に締結した保険契約等をいい、新契約とは、平成24年1月1日以後に締結した保険契約等をいいます。

5 所得金額調整控除申告書を提出して受けられる控除

年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円を超える場合で、あなたが特別障害者に該当する場合又は年齢23歳未満の扶養親族、特別障害者である同一生計配偶者若しくは特別障害者である扶養親族を有する場合に、最大15万円の所得金額調整控除が受けられますので、所得金額調整控除申告書に所定の事項を記載し、勤務先に提出してください。

6 基礎控除申告書を提出して受けられる控除

あなたの合計所得金額が2,500万円以下の場合に、次の控除が受けられますので、基礎控除申告書に所定の事項を記載し、勤務先に提出してください。

○ 基礎控除

あなたの合計所得金額	控除額
132万円以下	95万円
132万円超	336万円以下
336万円超	489万円以下
489万円超	655万円以下
655万円超	2,350万円以下
2,350万円超	2,400万円以下
2,400万円超	2,450万円以下
2,450万円超	2,500万円以下

(注) 合計所得金額655万円以下の控除額は、所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。

7 住宅借入金等特別控除申告書を提出して受けられる控除

昨年までに住宅借入金等特別控除の適用を受ける確定申告書を提出している場合で、一定の住宅借入金等を有するときは、住宅借入金等特別控除（住宅借入金の種類・金額に応じた一定の金額）が受けられますので、住宅借入金等特別控除申告書に所定の事項を記載し、勤務先に提出してください。

年末調整を受ける際の注意事項

令和7年分年末調整に係る各申告書は、正しく記載して提出されていますか？

※ 本年の年末調整においては、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件の引上げや特定親族特別控除の創設などの改正が行われていますので、ご注意ください。

扶養控除等の誤りが後日分かった場合には、年末調整のやり直しなど(所得税及び復興特別所得税の追徴など)を行わなければなりません。

※ 基礎控除など、申告書を提出しなければ適用を受けることができない控除もありますので、提出漏れがないようご注意ください。

〈年末調整に係る申告書の記載事項チェック表〉

令和7年分年末調整に係る各申告書の記載事項に誤りがないか、次の表を参考にチェックしてみてください。

	
扶養控除等申告書	配偶者控除等申告書
<input type="checkbox"/> 控除対象扶養親族は、年齢 16 歳以上（平成 22 年 1 月 1 日以前生）の扶養親族ですか。	<input type="checkbox"/> あなたの合計所得金額は 1,000 万円以下ですか。
<input type="checkbox"/> 老人扶養親族は、年齢 70 歳以上（昭和 31 年 1 月 1 日以前生）ですか。	<input type="checkbox"/> 配偶者の収入が給与所得の場合に、配偶者の合計所得金額は、 改正後の給与所得控除額を適用して計算されていますか。
<input type="checkbox"/> その老人扶養親族が、あなた又はあなたの配偶者の直系尊属で同居を常況としている人の場合、「同居老親等」にチェックを付けていますか。	<input type="checkbox"/> 配偶者の合計所得金額だけでなくあなたの合計所得金額に応じて控除額が正しく計算されていますか。
<input type="checkbox"/> 特定扶養親族は、年齢 19 歳以上 23 歳未満（平成 15 年 1 月 2 日～平成 19 年 1 月 1 日生）ですか。	<input type="checkbox"/> 配偶者控除と配偶者特別控除との区分は正しくされていますか。
<input type="checkbox"/> 扶養親族又は障害者に該当する同一生計配偶者があなたと別居している場合、常に生活費等の送金を行うなど、その扶養親族等と生計を一にしているといえますか。	<input type="checkbox"/> 老人控除対象配偶者は、年齢 70 歳以上（昭和 31 年 1 月 1 日以前生）ですか。
<input type="checkbox"/> 控除対象扶養親族、障害者に該当する同一生計配偶者又は年齢 16 歳未満の扶養親族の合計所得金額はそれぞれ 58 万円以下 ですか。	<input type="checkbox"/> 配偶者が国外居住親族である場合、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を添付していますか（提示でも可）。
<input type="checkbox"/> 本年中に控除対象扶養親族等に異動があった場合（扶養親族等の所得要件の改正により新たに扶養控除等の対象となる扶養親族等を有することとなった場合を含みます。）に、その異動内容の記載漏れはないですか。	<input type="checkbox"/> ※ 扶養控除等申告書を提出する際に、親族関係書類を提出又は提示している場合は、親族関係書類の提出又は提示は不要です。
<input type="checkbox"/> 扶養控除の対象となる 特定扶養親族 と、特定親族特別控除の対象となる 特定親族 の判定は正しくされていますか。	
<input type="checkbox"/> 障害者に該当する（人がいる）場合に記載漏れはないですか。 ※ 障害者控除は、年齢 16 歳未満の扶養親族も適用を受けることができます。	<input type="checkbox"/> 特定親族は、 年齢 19 歳以上 23 歳未満 （平成 15 年 1 月 2 日～平成 19 年 1 月 1 日生）で、合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下 ですか。
<input type="checkbox"/> 寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する人は、あなた本人ですか。	<input type="checkbox"/> 特定親族の合計所得金額に応じて 控除額が正しく計算されていますか。
<input type="checkbox"/> 住民税に関する事項に、年齢 16 歳未満（平成 22 年 1 月 2 日以後生）の扶養親族を記載していますか。	<input type="checkbox"/> 特定親族が国外居住親族である場合、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を添付していますか（提示でも可）。
<input type="checkbox"/> 控除対象者が国外居住親族である場合、「親族関係書類」（一定の場合にはこれに加えて「留学ビザ等書類」）及び「送金関係書類」（一定の場合には「38 万円送金関係書類」）を添付していますか（提示でも可）。	<input type="checkbox"/> ※ 扶養控除等申告書を提出する際に、親族関係書類を提出又は提示している場合は、親族関係書類の提出又は提示は不要です。
	
基礎控除申告書	保険料控除申告書
<input type="checkbox"/> 合計所得金額の見積額は、他の勤務先から受けている給与や、給与以外の所得がある場合に、それらを合計していますか。	<input type="checkbox"/> 各種の保険料等はあなたが支払ったものですか。
<input type="checkbox"/> 給与所得金額の見積額は、所得金額調整控除や特定支出控除を控除していますか。	<input type="checkbox"/> 生命保険料控除額及び地震保険料控除額の計算は正しく行われていますか。
<input type="checkbox"/> あなたの合計所得金額に応じて 控除額が正しく計算されていますか。 ※昨年分と金額が異なります。	<input type="checkbox"/> 一般の生命保険料又は介護医療保険料に係る契約は、保険金等の受取人を、あなた又はあなたの配偶者や親族とするものですか。
	<input type="checkbox"/> 個人年金保険料にかかる契約は、保険金等の受取人を、あなた又はあなたの配偶者が生存している場合には、これらの人のいずれかとしますか。
所得金額調整控除申告書	<input type="checkbox"/> 地震保険料に係る契約は、あなた又はあなたと生計を一にする親族が所有し常時居住している家屋や、これらの人々が所有している生活に通常必要な家財を保険の目的にしますか。
<input type="checkbox"/> あなたの年末調整の対象となる給与の収入金額は 850 万円を超えていますか。	<input type="checkbox"/> 地震保険料と旧長期損害保険料との区別は正しくされていますか。
<input type="checkbox"/> 「扶養親族が年齢 23 歳未満（平 15.1.2 以後生）」の要件にチェックを入れている場合、「扶養親族等」欄に記載した者は、23 歳未満（平成 15 年 1 月 2 日以後生）で、合計所得金額が 58 万円以下 ですか。 ※ 2 以上の項目に該当する場合は、いずれか 1 つの要件にチェックを付けます（いずれの要件にチェックを付けても控除額は変わりません）。 また、1 つの項目に該当する扶養親族が複数いる場合は、その扶養親族のうち、いずれか一人を「扶養親族等」欄に記載します。	<input type="checkbox"/> 社会保険料の金額に給料から差し引かれた社会保険料を記載していませんか。

こんなときには、扶養控除等申告書の異動申告が必要です！

本年の途中で、

- 1 控除対象扶養親族であった家族の就職や結婚等により控除対象扶養親族の数が減少したとき。
- 2 あなたが障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当することになったとき。
- 3 同一生計配偶者や扶養親族が障害者に該当することになったとき。
- 4 **扶養親族等の合計所得金額等の要件及び給与所得控除額の改正により、新たに扶養控除等の対象となる扶養親族等を有することになったとき。**

各種申告書の記載例

○ 令和7年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

※ 本年の年末調整においては、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件の引上げなどの改正が行われています。これにより新たに扶養親族等を有することとなった場合は、その旨を記載した扶養控除等（異動）申告書を提出することとなりますので、提出漏れがないようご注意ください。

1 所轄税務署長等 <input type="checkbox"/> 稅務署長 <input type="checkbox"/> 市区町村長 <small>あなたに源泉控除対象配偶者、障害者は該当する同一の扶養親族及び扶養親族がなくかつ、あなたの身が被扶助者、寡婦、ひとり親又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。</small>	令和7年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書 給与の支払者の名称（氏名） ○○○○ 株式会社 <small>あなたの生年月日 平成 57年 1月 1日</small> <small>山川 太郎</small> <small>世帯主の氏名 山川 太郎</small> <small>あなたの個人番号 11122334455667</small> <small>あなたの住所又は居所 ○○市△△町 3-3</small> <small>郵便番号 000-0000</small> <small>○○市××町 23-7</small> <small>配偶者有無 有 無</small> <small>扶</small>
2 <small>あなたに源泉控除対象配偶者、障害者は該当する同一の扶養親族及び扶養親族がなくかつ、あなたの身が被扶助者、寡婦、ひとり親又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。</small>	区分等 (フリガナ) 氏名 <small>あなたの継続 生年月日</small> <small>特定扶養親族 (平成13.2月～平成13.12月)</small> <small>400,000円</small>
主たる給与から控除を受けける B扶養親族 (16歳以上) (平成22.1以降生)	<small>ヤマカワ アキコ 22334455667788 山川 明子 男・大・平 57・10・5</small>
	<small>ヤマカワ イチロウ 1 山川 一郎 子 明・大・平 16・2・4</small>
	<small>ヤマカワ ジロウ 2 山川 二郎 子 明・大・平 21・5・17</small>
	<small>ヤマカワ タカオ 3 山川 隆雄 父 男・大・平 22・5・8</small>
<small>4</small>	<small>□ 同居老親等 □ その他 □ 特定扶養親族 0円 500,000円 □ 同居老親等 □ その他 □ 特定扶養親族 0円 300,000円 □ 同居老親等 □ その他 □ 特定扶養親族 円</small>
C障害者、高齢者、ひとり親又は勤労学生	<small>障害者区分 当該者 本人 第一扶養親族 配偶者有無 □ 墓 締 一般の障害者 ✓ (A) □ ひとり親 特別障害者 (A) □ 勤労学生 同居特別障害者 (A)</small>
D他の所得者が控除を受けける扶養親族等	<small>氏名 あなたの継続 生年月日 住所又は居所 控除を受ける他の所得者 氏名 あなたの継続 住所又は居所 異動月日及び事由</small>
<small>○○市民税に関する事項 (この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)</small>	
4 所轄税務署長等 <input type="checkbox"/> 稅務署長 <input type="checkbox"/> 市区町村長	<small>16歳未満の扶養親族 (平成22.1.2以後生)</small> <small>1 山川 三郎 5566778899000 子 明・大・平 24・7・5</small> <small>2 退職手当等を有する配偶者・扶養親族</small> <small>氏名 気合の継続 生年月日 住所又は居所 非居住者である親族 令和7年中の所得の見積額 令和7年中の所得の見積額 異動月日及び事由</small>

1 氏名、住所などの記入

1 所轄税務署長等 <input type="checkbox"/> 稅務署長 <input type="checkbox"/> 市区町村長	<small>給与の支払者の名称（氏名） ○○○○ 株式会社</small> <small>あなたの生年月日 平成 57年 1月 1日</small> <small>山川 太郎</small> <small>世帯主の氏名 山川 太郎</small> <small>あなたの個人番号 11122334455667</small> <small>あなたの住所又は居所 ○○市△△町 3-3</small> <small>郵便番号 000-0000</small> <small>○○市××町 23-7</small> <small>配偶者有無 有 無</small>
--	---

▶① 所轄税務署長等

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長とあなたの住所地等の市区町村長を記載します。

▶② 給与の支払者の法人（個人）番号

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の個人番号又は法人番号を付記するため、あなたが記載する必要はありません。

2 源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族の記入

1 <small>A対象配偶者 (注1)</small> <small>主たる給与から控除を受けける</small> B扶養親族 (16歳以上) (平成22.1以降生)	<small>3 気合の継続 4 老人扶養親族 (平成13.1以降生)</small> <small>5 特定扶養親族 (平成13.2月～平成13.12月)</small> <small>6 非居住者である親族</small> <small>7 生計を一にする事实 (該当する場合は○印を付けてください。)</small> <small>400,000円</small>	<small>8 異動月日及び事由 (令和7年中に異動があった場合に記載してください。) (印を付けてください。)</small> <small>○○市××町 23-7</small> <small>1234KokuziStreet...USA</small> <small>○○市××町 23-7</small> <small>○○市××町 23-7</small> <small>○○市××町 23-7</small> <small>○○市××町 23-7</small>
2 <small>A対象配偶者</small>	<small>3 気合の継続 4 老人扶養親族 (平成13.1以降生)</small> <small>5 特定扶養親族 (平成13.2月～平成13.12月)</small> <small>6 非居住者である親族</small> <small>7 生計を一にする事实 (該当する場合は○印を付けてください。)</small> <small>400,000円</small>	
	<small>ヤマカワ アキコ 22334455667788 山川 明子 男・大・平 57・10・5</small>	
	<small>1 山川 一郎 子 明・大・平 16・2・4</small>	
	<small>2 山川 二郎 子 明・大・平 21・5・17</small>	
<small>3 山川 隆雄 父 男・大・平 22・5・8</small>		

▶① A 源泉控除対象配偶者

あなた（令和7年中の合計所得金額の見積額が900万円以下の人限り）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で令和7年中の合計所得金額の見積額が95万円以下の人について記載します。

なお、年末調整において、配偶者（特別）控除の適用を受けるには、この欄の記載の有無に関わらず「給与所得者の配偶者控除等申告書」の提出が必要です。

▶② B 控除対象扶養親族

次の扶養親族について記載します。

イ 居住者のうち、年齢16歳以上の人（平成22年1月1日以前に生まれた人）
ロ 非居住者のうち、次のいずれかに該当する人

（イ） 年齢16歳以上30歳未満の人（平成8年1月2日から平成22年1月1日までの間に生まれた人）

▶③ あなたの個人番号

あなたの個人番号を記載する必要がありますが、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

▶④ 従たる給与についての扶養控除等申告書の提出

2か所以上から給与の支払を受けている人が、他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出している場合に○を付けます。

- (ロ) 年齢70歳以上の人（昭和31年1月1日以前に生まれた人）
 - (ハ) 年齢30歳以上70歳未満の人（昭和31年1月2日から平成8年1月1日までの間に生まれた人）のうち、「留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人」、「障害者」又は「あなたから令和7年中において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受ける人」
- ※「扶養親族」とは、あなたと生計を一にする親族（里子や養護老人を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で令和7年中の合計所得金額の見積額が58万円以下の人のことをいいます。

▶③ 個人番号

源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の個人番号を記載する必要がありますが、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

▶④ 老人扶養親族（昭31.1.1以前生）

控除対象扶養親族が年齢70歳以上（昭和31年1月1日以前生）の場合には、次のとおりいすれかにチェックを付けます。

- ①その人があなた又はあなたの配偶者の直系尊属で、あなた又はあなたの配偶者のいすれかと同居を常況としている人であるとき ⇒「同居老親等」
- ②その人が①以外の人であるとき ⇒「その他」

▶⑤ 特定扶養親族（平15.1.2生～平19.1.1生）

控除対象扶養親族が年齢19歳以上23歳未満（平成15年1月2日～平成19年1月1日生）の場合に、チェックを付けます。

▶⑥ 非居住者である親族

源泉控除対象配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である親族」欄に○印を付けます。

控除対象扶養親族が非居住者であり、その非居住者の年齢が16歳以上30歳未満又は70歳以上ある場合には、「非居住者である親族」欄の「16歳以上30歳未満又は70歳以上」にチェックを付け、30歳以上70歳未満の場合には、「留学」、「障害者」又は、「38万円以上の支払」のうち該当するいすれかの項目にチェックを付けます。

源泉控除対象配偶者や控除対象扶養親族が非居住者である場合、親族関係書類の添付等が必要です。

上記の「留学」にチェックを付けた場合は、留学ビザ等書類の添付等が必要です。

▶⑦ 生計を一にする事実

「非居住者である親族」欄に記載がある場合、年末調整の際に、送金額等を記載した扶養控除等申告書を別途作成するか、提出した申告書に送金額等を追記します。この場合、送金関係書類（「非居住者である親族」欄の「38万円以上の支払」にチェックを付けた場合は、「38万円送金書類」）の添付等が必要です。

3 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生の記入

1 2 3 4

障害者	該当者区分	本人	配偶者(注2)	扶養親族	□寡婦	□ひとり親	□勤労学生	障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の9をお読みください。) □異動月日及び事由
障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	一般の障害者			✓(1人)	□	□	□	山川隆雄、身体障害者3級 身体障害者手帳 平成28年4月11日交付
	特別障害者			(人)				
	同居特別障害者			(人)				

上の該当する項目にチェックを付ける。()内には該当する扶養親族の人数を記入してください。

▶① 同一生計配偶者

同一生計配偶者が一般の障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付けます。

※「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、令和7年中の合計所得金額の見積額が**58万円以下**の人をいいます。

▶② 扶養親族

扶養親族が一般の障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付けます。

なお、障害者控除の対象となる扶養親族は、控除対象扶養親族とは異なり、年齢16歳未満（平成22年1月2日以後生）の扶養親族も対象となります。

4 住民税に関する事項の記入

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)

1	16歳未満の扶養親族(平22.1.2以後生)	個人番号	あなたの扶養親族の扶助金	生年月日	住所又は居所	控除対象国外扶養親族の扶助金	令和7年中の所得の見積額(※)	異動月日及び事由	※「令和7年中の所得の見積額(※)」欄には、退職所得を除いた合計所得金額の見積額を記載します。
1	やまぐちさやか	55661778819900	子	24.7.5	〇〇市×町23-7	2	0円		
2						4			
3	退職手当等を有する配偶者・扶養親族	個人番号	あなたの扶養親族の扶助金	生年月日	住所又は居所	高齢者である扶養親族の扶助金	令和7年中の所得の見積額(※)	異動月日及び事由	※「令和7年中の所得の見積額(※)」欄には、退職所得を除いた合計所得金額の見積額を記載します。
3	氏				明大昭平	5	6円	7	

※ 1 記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。

2 住民税では、扶養親族等の要件とされる所得の金額には、退職所得の金額は含めないこととされています。

3 「住民税に関する事項」欄については、ご不明な点などがありましたら、お住まいの市区町村へお尋ねください。

▶① 16歳未満の扶養親族（平22.1.2以後生）

年齢16歳未満（平成22年1月2日以後生）の扶養親族について記載します。

▶② 控除対象国外扶養親族

国内に住所を有しない16歳未満の扶養親族に該当する場合に○を付けます。この場合、親族関係書類、留学ビザ等書類、送金関係書類及び38万円送金書類を令和8年3月16日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。

▶③ 退職手当等を有する配偶者・扶養親族

退職手当等（源泉徴収されるものに限ります。以下同じです。）の支払を受ける配偶者（あなたと生計を一にする配偶者で、令和7年中の退職所得を除いた合計所得金額の見積額が133万円以下であるものに限ります。）又は扶養親族について記載します。

▶④ 非居住者である親族

退職手当等の支払を受ける配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である親族」欄の「配偶者」にチェックを付けます。

また、退職手当等の支払を受ける扶養親族が非居住者であり、その非居住者の年齢が30歳未満又は70歳以上ある場合には、「非居住者である親族」欄の「30歳未満又は70歳以上」にチェックを付け、30歳以上70歳未満の場合には、「留学」（留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人）、「障害者」又は「38万円以上の支払」（あなたから令和7年中において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受ける人）のう

▶⑧ 異動月日及び事由

記載事項に異動があった場合にその月日と事由を記載します。

- (例) 1 年の中途で結婚したことにより、源泉控除対象配偶者を有することとなった場合
⇒「令和7年〇月〇日 結婚」
- 2 扶養親族等の所得要件の引上げにより、新たに扶養親族等を有することとなった場合
⇒「令和7年12月1日 改正」

● (参考)

①収入が給与所得のみの場合の給与等の収入額と所得額の関係は、次の表のとおりです（特別支出控除の適用がある場合を除きます。）。

給与の収入額	所得額
所得額調整控除の適用を受ける場合	11,100,000円
所得額調整控除の適用を受けない場合	10,950,000円
	9,000,000円
1,600,000円	950,000円
1,230,000円	580,000円

②収入が公的年金等に係る雑所得のみの場合の公的年金等の収入額と所得額の関係は、次の表のとおりです。

公的年金等の収入額	所得額
65歳未満	1,633,334円
65歳以上	2,050,000円
1,180,000円	580,000円
1,680,000円	950,000円

※ 記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。

▶③ 寡婦など

あなたが寡婦、ひとり親、勤労学生に該当する場合にチェックを付けます。

▶④ 障害者又は勤労学生の内容

左記の障害者又は勤労学生に該当する（人がいる）場合、その該当する事実やその人の氏名を記載します。

- (例) 障害者の場合…障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度（等級）などの障害者に該当する事実を記載します。

ち該当するいすれかの項目にチェックを付けます。

この場合、親族関係書類、留学ビザ等書類、送金関係書類及び38万円送金書類を令和8年3月16日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。

▶⑤ 令和7年中の所得の見積額（退職所得を除く）

令和7年中の退職所得の金額を除いた合計所得金額の見積額を記載します。

▶⑥ 障害者区分

退職手当等の支払を受ける配偶者のうち同一生計配偶者（あなたと生計を一にする配偶者で、令和7年中の退職所得を除いた合計所得金額の見積額が**58万円以下**である人をいいます。）又は扶養親族について、その配偶者又は扶養親族が障害者である場合は「一般」にチェックを付け、特別障害者である場合は「特別」にチェックを付けます。

▶⑦ 寡婦又はひとり親

退職所得を除くと令和7年中の合計所得金額の見積額が**58万円以下**となる扶養親族を有することにより、あなたが寡婦又はひとり親に該当する場合に、チェックを付けます。

○ 令和7年分 紙与所得者の基礎控除申告書 兼 紙与所得者の配偶者控除等申告書 兼 紙与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書

※ 本年の年末調整においては、基礎控除が改正されていますので、控除額の計算にご注意ください。また、特定親族特別控除が創設されていますので、適用を受ける場合には申告漏れがないようご注意ください。

1 所轄税務署長 <input type="checkbox"/> あなたの支払者の名稱(氏名) ○○○○株式会社 税務署長 <input type="checkbox"/> 給与の支払者の番号 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 給与の支払者の所在地(住所) ○○市△△町3-3	フリガナ あなたの氏名 ヤマカワ タロウ 山川 太郎 あなたの住所又は居所 ○○市××町23-7	基・配・特・所 																																								
◆ 紙与所得者の基礎控除申告書 ◆																																										
○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 10%;">所得の種類</th> <th style="width: 30%;">収入金額</th> <th style="width: 60%;">所得金額</th> </tr> <tr> <td>(1) 紙与所得</td> <td>8,970,000 円</td> <td>6,973,000 円</td> </tr> <tr> <td>(2) 紙与所得以外の所得の合計額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)+(2)の合計額</td> <td></td> <td>6,973,000 円</td> </tr> </table>			所得の種類	収入金額	所得金額	(1) 紙与所得	8,970,000 円	6,973,000 円	(2) 紙与所得以外の所得の合計額			あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)+(2)の合計額		6,973,000 円																												
所得の種類	収入金額	所得金額																																								
(1) 紙与所得	8,970,000 円	6,973,000 円																																								
(2) 紙与所得以外の所得の合計額																																										
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)+(2)の合計額		6,973,000 円																																								
◆ 紙与所得者の配偶者控除等申告書 ◆																																										
○ 配偶者の氏名等 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">(フリガナ)</th> <th>配偶者の個人番号</th> <th>配偶者の生年月日</th> </tr> <tr> <td colspan="2">配偶者の氏名</td> <td>2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7</td> <td>男・大卒 57年 10月 5日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ヤマカワ アキコ</td> <td>あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所</td> <td>あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所</td> </tr> <tr> <td colspan="2">山川 明子</td> <td>あなたと配偶者の姓を一緒にする事実</td> <td>あなたと配偶者の姓を一緒にする事実</td> </tr> </table>			(フリガナ)		配偶者の個人番号	配偶者の生年月日	配偶者の氏名		2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7	男・大卒 57年 10月 5日	ヤマカワ アキコ		あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	山川 明子		あなたと配偶者の姓を一緒にする事実	あなたと配偶者の姓を一緒にする事実																								
(フリガナ)		配偶者の個人番号	配偶者の生年月日																																							
配偶者の氏名		2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7	男・大卒 57年 10月 5日																																							
ヤマカワ アキコ		あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所																																							
山川 明子		あなたと配偶者の姓を一緒にする事実	あなたと配偶者の姓を一緒にする事実																																							
○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 10%;">所得の種類</th> <th style="width: 30%;">収入金額</th> <th style="width: 60%;">所得金額</th> </tr> <tr> <td>(1) 紙与所得</td> <td>1,050,000 円</td> <td>400,000 円</td> </tr> <tr> <td>(2) 紙与所得以外の所得の合計額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)+(2)の合計額</td> <td></td> <td>400,000 円</td> </tr> </table>			所得の種類	収入金額	所得金額	(1) 紙与所得	1,050,000 円	400,000 円	(2) 紙与所得以外の所得の合計額			配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)+(2)の合計額		400,000 円																												
所得の種類	収入金額	所得金額																																								
(1) 紙与所得	1,050,000 円	400,000 円																																								
(2) 紙与所得以外の所得の合計額																																										
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)+(2)の合計額		400,000 円																																								
◆ 紙与所得者の特定親族特別控除申告書 ◆																																										
○ 特定親族の氏名等 (注)「特定親族」に該当するかは、裏面の3-1の(1)をご確認ください。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">(フリガナ)</td> <td>特定親族の個人番号</td> <td>あなたとの親類</td> <td>特定親族の生年月日 (平成15.2.生±19.1.1)</td> <td>あなたと特定親族の住所又は居所が異なる場合の特定親族の住所又は居所</td> <td>非居住者である特定親族の生年月日</td> <td>特定親族の本年中の合計所得金額の見積額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">特定親族の氏名</td> <td>1 山川 春子</td> <td>子</td> <td>平成17年3月3日</td> <td></td> <td></td> <td>1,000,000 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>2</td> <td></td> <td>平成 年月日</td> <td></td> <td></td> <td>410,000 円</td> </tr> </table>			(フリガナ)		特定親族の個人番号	あなたとの親類	特定親族の生年月日 (平成15.2.生±19.1.1)	あなたと特定親族の住所又は居所が異なる場合の特定親族の住所又は居所	非居住者である特定親族の生年月日	特定親族の本年中の合計所得金額の見積額	特定親族の氏名		1 山川 春子	子	平成17年3月3日			1,000,000 円			2		平成 年月日			410,000 円																
(フリガナ)		特定親族の個人番号	あなたとの親類	特定親族の生年月日 (平成15.2.生±19.1.1)	あなたと特定親族の住所又は居所が異なる場合の特定親族の住所又は居所	非居住者である特定親族の生年月日	特定親族の本年中の合計所得金額の見積額																																			
特定親族の氏名		1 山川 春子	子	平成17年3月3日			1,000,000 円																																			
		2		平成 年月日			410,000 円																																			
○ 控除額の計算 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3">区分 II</td> </tr> <tr> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> </tr> <tr> <td>区 A 48万円</td> <td>38万円</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>区 B 32万円</td> <td>26万円</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>区 C 16万円</td> <td>13万円</td> <td>12万円</td> </tr> <tr> <td>④ (上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額((1)+(2)の合計額))」</td> <td>98万円未満 100万円未満 102万円未満 105万円未満 110万円未満 115万円未満 120万円未満 125万円未満 130万円未満</td> <td>100万円以上 105万円以上 110万円以上 115万円以上 120万円以上 125万円以上 130万円以上</td> <td>58万円以下かつ年齢70歳以上 (例31.1.1以前生)</td> <td>58万円以下かつ年齢70歳未満 (例31.1.1以後生)</td> </tr> <tr> <td>控除額</td> <td>63万円</td> <td>61万円</td> <td>51万円</td> <td>41万円</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td>※ 「区分 I」と「基礎控除の額」は「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額」の表を参考に記載してください。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			区分 II			①	②	③	区 A 48万円	38万円	38万円	区 B 32万円	26万円	26万円	区 C 16万円	13万円	12万円	④ (上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額((1)+(2)の合計額))」	98万円未満 100万円未満 102万円未満 105万円未満 110万円未満 115万円未満 120万円未満 125万円未満 130万円未満	100万円以上 105万円以上 110万円以上 115万円以上 120万円以上 125万円以上 130万円以上	58万円以下かつ年齢70歳以上 (例31.1.1以前生)	58万円以下かつ年齢70歳未満 (例31.1.1以後生)	控除額	63万円	61万円	51万円	41万円	31万円	21万円	11万円	6万円	3万円	※ 「区分 I」と「基礎控除の額」は「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額」の表を参考に記載してください。									
区分 II																																										
①	②	③																																								
区 A 48万円	38万円	38万円																																								
区 B 32万円	26万円	26万円																																								
区 C 16万円	13万円	12万円																																								
④ (上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額((1)+(2)の合計額))」	98万円未満 100万円未満 102万円未満 105万円未満 110万円未満 115万円未満 120万円未満 125万円未満 130万円未満	100万円以上 105万円以上 110万円以上 115万円以上 120万円以上 125万円以上 130万円以上	58万円以下かつ年齢70歳以上 (例31.1.1以前生)	58万円以下かつ年齢70歳未満 (例31.1.1以後生)																																						
控除額	63万円	61万円	51万円	41万円	31万円	21万円	11万円	6万円	3万円																																	
※ 「区分 I」と「基礎控除の額」は「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額」の表を参考に記載してください。																																										
◆ 所得金額調整控除申告書 ◆																																										
○ あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合は、記載する必要はありません。																																										
○ 所得金額調整控除申告書 ◆ あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合は、記載する必要はありません。																																										

1 氏名、住所などの記入

1 所轄税務署長 <input type="checkbox"/> あなたの支払者の名稱(氏名) ○○○○株式会社 税務署長 <input type="checkbox"/> 給与の支払者の番号 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 給与の支払者の所在地(住所) ○○市△△町3-3	フリガナ あなたの氏名 ヤマカワ タロウ 山川 太郎 あなたの住所又は居所 ○○市××町23-7	ヤマカワ タロウ 山川 太郎 あなたの住所又は居所 ○○市××町23-7
---	---	---

►① 所轄税務署長

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長を記載します。

►② 紙与の支払者の法人番号

この申告書を受理した紙与の支払者が、紙与の支払者の法人番号を付記するため、あなたが記載する必要はありません。

2 紙与所得者の基礎控除申告書の記入

1 所轄税務署長 <input type="checkbox"/> あなたの支払者の名稱(氏名) ○○○○株式会社 税務署長 <input type="checkbox"/> 給与の支払者の番号 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 給与の支払者の所在地(住所) ○○市△△町3-3	フリガナ あなたの氏名 ヤマカワ タロウ 山川 太郎 あなたの住所又は居所 ○○市××町23-7	ヤマカワ タロウ 山川 太郎 あなたの住所又は居所 ○○市××町23-7												
◆ 紙与所得者の基礎控除申告書 ◆														
○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 10%;">所得の種類</th> <th style="width: 30%;">収入金額</th> <th style="width: 60%;">所得金額</th> </tr> <tr> <td>(1) 紙与所得</td> <td>8,970,000 円</td> <td>6,973,000 円</td> </tr> <tr> <td>(2) 紙与所得以外の所得の合計額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)+(2)の合計額</td> <td></td> <td>6,973,000 円</td> </tr> </table>			所得の種類	収入金額	所得金額	(1) 紙与所得	8,970,000 円	6,973,000 円	(2) 紙与所得以外の所得の合計額			あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)+(2)の合計額		6,973,000 円
所得の種類	収入金額	所得金額												
(1) 紙与所得	8,970,000 円	6,973,000 円												
(2) 紙与所得以外の所得の合計額														
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)+(2)の合計額		6,973,000 円												
○ 控除額の計算 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3">区分 I</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>A (左のA~Cを記載)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>控除額</td> <td>580,000 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※ 「区分 I」と「基礎控除の額」は「控除額の計算」の表を参考に記載してください。</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			区分 I			③	A (左のA~Cを記載)		控除額	580,000 円		※ 「区分 I」と「基礎控除の額」は「控除額の計算」の表を参考に記載してください。		
区分 I														
③	A (左のA~Cを記載)													
控除額	580,000 円													
※ 「区分 I」と「基礎控除の額」は「控除額の計算」の表を参考に記載してください。														

* この記載例は、所得金額調整控除がある場合の記載例です。

►① あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

給与所得については、直近の源泉徴収票や給与支払明細書を参考にして見積もった令和7年中の給与の収入金額(給与を2か所以上から受けている場合には、その合計額)を「収入金額」欄に記載し、その給与の収入金額を基に次のページの「給与所得の計算欄」を使用して所得金額を計算します。

また、給与所得以外の所得がある場合には、その合計額を記載します。ここで計算する所得には、源泉分離課税により源泉徴収だけで納税が完結するものや、確定申告をしないことを選択した一定の所得は含まれません。

詳しくは、国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」(<https://www.nta.go.jp/user/gensen/nencho/index.htm>)に掲載している「合計所得金額の計算について」をご確認ください。



左記のページは
こちらから

●給与所得の計算欄

給与の収入金額	円 A
1 円以上 650,999 円以下	0 円
651,000 円以上 1,899,999 円以下	A - 650,000 円
1,900,000 円以上 3,599,999 円以下	A ÷ 4 (千円未満の端数切捨て) .000 円
3,600,000 円以上 6,599,999 円以下	B × 2.8 - 80,000 円 B × 3.2 - 440,000 円
6,600,000 円以上 8,499,999 円以下	A × 0.9 - 1,100,000 円
8,500,000 円以上 (所得金額調整控除の適用がない場合)	A - 1,950,000 円
8,500,000 円以上 (所得金額調整控除の適用がある場合)	A - 1,950,000 円 - 所得金額調整控除

(注)1 所得金額調整控除の額の計算方法は次のとおりです (①、②の両方がある場合はそれらの合計額)。

①(給与の収入金額 (※1) - 850万円) × 10%

* 1 1,000万円を超える場合は、1,000万円

② 給与所得控除後の給与等の金額 (※2) + 公的年金等に係る離所得の金額 (※2) - 10万円

* 2 10万円を超える場合は、10万円

2 特定支出控除の適用がある場合は、求めた給与所得の金額からその控除額を控除してください。

►② 控除額の計算

「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」の表で計算した合計額を基に「判定」欄の該当箇所にチェックを付け、判定結果に対応する控除額を「基礎控除の額」欄に記載します。

►③ 区分 I

「控除額の計算」の「判定」欄の判定結果に対応する記号 (A～C) を記載します。

(注)この欄は、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けようとする人が記載しますので、それ以外の人は記載不要です。

3 給与所得者の配偶者控除等申告書の記入

◆給与所得者の基礎控除申告書◆

○あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算		
所得の種類	取入金額	所得金額
(1) 給与所得	8,970,000 円	6,973,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)(2)の合計額		6,973,000 円

○控除額の計算		
判 定	区分 I	基礎控除の額
■ 132万円超 336万円以下	A (左のA～Cを記載)	580,000 円
■ 336万円超 489万円以下 (A)		
■ 489万円超 655万円以下		
■ 655万円超 900万円以下 (B)		
■ 900万円超 950万円以下 (C)		
■ 950万円超 1,000万円以下		
■ 1,000万円超 2,350万円以下		
■ 2,350万円超 2,400万円以下		
■ 2,400万円超 2,450万円以下		
■ 2,450万円超 2,500万円以下		

◆給与所得者の配偶者控除等申告書◆

○配偶者の氏名等		
1 (フリガナ) 配偶者の氏名 ヤマカワ アキコ	配偶者の個人番号 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7	配偶者の生年月日 57年10月5日
あなたの配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	非居住者である配偶者	生計を一にする事実
山川 明子		

○配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算		
3 判定	3	5
(1) 給与所得 1,050,000 円	58万円以下かつ年齢70歳以上 □ (第31.1以前生) 《老人控除対象配偶者に該当》	○ 分割控除
(2) 給与所得以外の所得の合計額	58万円以下かつ年齢70歳未満 ☑ 58万円超95万円以下 □ 58万円超133万円以下	○ 分割控除
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)(2)の合計額	400,000 円	○ 分割控除

○控除額の計算		
4	区 分 II	5
① ② ③ (4) (上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)(2)の合計額」)	58万円以下かつ年齢70歳以上 □ (第31.1以前生) 《老人控除対象配偶者に該当》	○ 分割控除
■ A 48万円 38万円 38万円 95万円超100万円以下 100万円超105万円以下 105万円超110万円以下 110万円超115万円以下 115万円超120万円以下 120万円超125万円以下 125万円超130万円以下 130万円超135万円以下	58万円以下かつ年齢70歳未満 ☑ 58万円超95万円以下 □ 58万円超133万円以下	○ 分割控除
■ B 32万円 26万円 26万円 32万円 36万円 31万円 26万円 21万円 16万円 11万円 8万円 4万円 2万円	配偶者控除の額 380,000 円	○ 分割控除
■ C 16万円 13万円 13万円 12万円 11万円 9万円 7万円 6万円 4万円 2万円 1万円	配偶者特別控除の額 410,000 円	○ 分割控除
摘要 配偶者控除	配偶者特別控除	配偶者特別控除

◎この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

- ※ 1 夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできませんので、いずれか一方の配偶者は、この控除の適用を受けられません。
- 2 所得者の配偶者特別控除の対象となる配偶者が他の所得者の特定親族にも該当する場合には、その配偶者は、これらの所得者のうちいずれか1人の配偶者特別控除の対象となる配偶者又は特定親族にのみ該当するものとみなされます。

►① 配偶者の氏名、個人番号など

一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。また、配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である配偶者」欄に○を付け、「生計を一にする事実」欄に送金額等を記載します。この場合、親族関係書類及び送金関係書類の添付等が必要ですが、親族関係書類については、扶養控除等(異動)申告書を提出した際に添付等をしているときは、必要ありません。

►② 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

[2 給与所得者の基礎控除申告書の記入]の「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」を参考に記載してください。

►③ 判定及び区分 II

「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算」の表で計算した合計

額及び配偶者の生年月日を基に「判定」欄の該当箇所にチェックを付け、判定結果に対応する記号 (①～④) を「区分 II」欄に記載します。

►④ 控除額の計算

「控除額の計算」の表に基づき控除申告書の区分 I の判定結果 (A～C) とこの申告書の区分 II の判定結果 (①～④) を当てはめ、配偶者控除額又は配偶者特別控除額を求めます。

►⑤ 配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額

「区分 II」欄が①又は②の場合は「配偶者控除の額」欄に、「区分 II」欄が③又は④の場合は「配偶者特別控除の額」欄に「控除額の計算」の表で求めた配偶者控除額又は配偶者特別控除額を記載します。

4 給与所得者の特定親族特別控除申告書の記入

◆給与所得者の特定親族特別控除申告書◆

○特定親族の氏名等 (注)「特定親族」に該当するかは、裏面の3-1の(1)をご確認ください。		
1 (フリガナ) 特定親族の氏名 ヤマカワ ハルコ	特定親族の個人番号 6 6 7 7 8 8 9 9 0 0 1 1 子	特定親族の生年月日 平成 17年 3月 3日
2 山川 春子		あなたと特定親族の住所又は居所が異なる場合の特定親族の住所又は居所
		非居住者である特定親族の本年中の合計所得金額の見積額
		1,000,000 円
		410,000 円

* 「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

※ 次のように、特定親族特別控除の適用を受けられないことがあります。

- 1 2人以上の所得者の特定親族に該当する親族がいる場合、その親族は、これらの所得者のうちいずれか1人の特定親族にのみ該当するものとみなされます。
- 2 所得者の特定親族に該当する親族が他の所得者の配偶者特別控除の対象となる配偶者にも該当する場合には、その親族は、これらの所得者のうちいずれか1人の特定親族又は配偶者特別控除の対象となる配偶者にのみ該当するものとみなされます。
- 3 親族の双方がお互いに適用を受けることや、この控除の適用を受けている親族を特定親族として適用を受けることはできません。

►① 特定親族の氏名、個人番号など

「特定親族」とは、あなたと生計を一にする年齢19歳以上23歳未満(平成15年1月2日～平成19年1月1日生)の親族(里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます)で、合計所得金額が58万円超123万円以下である人をいいます。一定の要件の下、個人番号の記載を要しないありますので、給与の支払者に確認してください。また、特定親族が非居住者である場合には、「非居住者である特定親族」欄に○を付け、「生計を一にする事実」欄に送金額等を記載します。この場合、親族関係書類及び送金関係書類の添付等が必要ですが、親族関係書類については、扶養控除等(異動)

申告書を提出した際に添付等をしているときは、必要ありません。

►② 特定親族の本年中の合計所得金額の見積額の計算

[2 給与所得者の基礎控除申告書の記入]の「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」を参考に記載してください。

►③ 特定親族特別控除の額

「控除額の計算」の表に特定親族の本年中の合計所得金額の見積額を当てはめ、対応する控除額を「特定親族特別控除の額」欄に記載します。

5 所得金額調整控除申告書の記入

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆ あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合は、記載する必要はありません。

<input type="checkbox"/> あなたの自身が特別障害者 ^(注2)	(右の★欄のみを記載)	<input checked="" type="checkbox"/> 扶養親族 ^(注2) が特別障害者	(右の★欄及び●欄を記載)	<input checked="" type="checkbox"/> 扶養親族 ^(注2) が年齢23歳未満の特別障害者	(右の★欄及び●欄を記載)
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	

(注) 1 「要件」欄の2以上上の項目に該当する場合は、いずれか1つの項目にチェックを付けます。
2 「特別障害者」、「同一計配偶者」及び「扶養親族」に該当する場合は、裏面の4-1の(4)をご確認ください。

※ あなたの年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合は、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

▶① 要件

該当する要件にチェックを付けます。

なお、2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの項目にチェックを付けます。

*「特別障害者」とは、障害者のうち、身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級である者として記載されている人など、精神又は身体に重度の障害のある人をいいます。

詳しくは、国税庁ホームページのタックスアンサー「No.1160 障害者控除」をご確認ください。



左記のページは
こちらから

*「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、令和7年中の合計所得金額の見積額が58万円以下の人をいいます。

*「扶養親族」とは、あなたと生計を一にする親族（里子や養護老人を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除ます。）で、令和7年中の合計所得金額の見積額が58万円以下の人をいいます。

<input type="checkbox"/> 扶養親族 ^(注2) が年齢23歳未満の特別障害者	(右の★欄及び●欄を記載)	<input type="checkbox"/> 扶養親族 ^(注2) が年齢23歳未満	(右の★欄及び●欄を記載)
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	

★ 特別障害者に該当する事実

□ 扶養控除等申告書のとおり

▶② ☆扶養親族等

「要件」欄で「同一生計配偶者が特別障害者」、「扶養親族が特別障害者」、「扶養親族が年齢23歳未満」の項目にチェックを付けた場合、その要件に該当する同一生計配偶者又は扶養親族の氏名、個人番号及び生年月日等を記載します。

なお、「扶養親族が特別障害者」、「扶養親族が年齢23歳未満」の項目にチェックを付けた場合でその扶養親族が2人以上いる場合は、いずれか1人の氏名、個人番号及び生年月日等を記載します。

また、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

▶③ ★特別障害者

「特別障害者に該当する事実」欄には、障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度（障害の等級）などの特別障害者に該当する事実を記載します。

*特別障害者に該当する人が「扶養控除等（異動）申告書」に記載している特別障害者と同一である場合には、「扶養控除等申告書のとおり」にチェックを付けることで差し支えありません。

○ 令和7年分 給与所得者の保険料控除申告書

令和7年分 給与所得者の保険料控除申告書

1	所轄税務署長	給与の支払者の名前（氏名）	〇〇〇〇 株式会社	(フリガナ) あなたの氏名	ヤマカワ タロウ	記載のしかばなはこうら 山川 太郎							
	<input type="checkbox"/>	給与の支払者の番号	1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7	あなたの住所又は居所	〇〇市△△町3-3								
2	保険会社等の名稱	保険等の種類	保険期間	保険契約者の氏名	保険金等の受取人氏名	新・旧の区分	あたたかみに支払った保険料の金額	扶養親族の氏名	扶養親族の支払年月日	扶養親族の年齢	扶養親族の性別	扶養親族の扶養期間	扶養親族の扶養料の金額
生命保険料控除	●●生命	养老保险	10年	山川 太郎	山川 明子	既田	25,000 円	山川 太郎	山川 太郎	男	5年	42,000 円	
	××生命	养老保险	10年	ク	ク	新	80,000 円	山川 太郎	山川 太郎	男	20年	14,800 円	
						既	10,000 円						
						新	10,000 円						
年金保険料控除	●●生命	介護年金	10年	山川 太郎	山川 明子	既田	80,000 円						
						既	10,000 円						
						新	10,000 円						
						新	10,000 円						
介護保険料控除	(a)の金額の合計額 A	25,000 円	(b)の金額の合計額 B	80,000 円									
		1,000 円	1,000 円										
		1,000 円	1,000 円										
		1,000 円	1,000 円										
医療保険料控除	(a)の金額の合計額 C	80,000 円	(b)の金額の合計額 D	90,000 円									
		1,000 円	1,000 円										
		1,000 円	1,000 円										
		1,000 円	1,000 円										
年金保険料控除	(a)の金額の合計額 E	30,000 円	(b)の金額の合計額 F	40,000 円									
		1,000 円	1,000 円										
		1,000 円	1,000 円										
		1,000 円	1,000 円										
扶養保険料控除	(a)の金額の合計額 G	12,000 円	(b)の金額の合計額 H	40,000 円									
		1,000 円	1,000 円										
		1,000 円	1,000 円										
		1,000 円	1,000 円										
社会保険料控除	(a)の金額の合計額 I	40,000 円	(b)の金額の合計額 J	40,000 円									
		1,000 円	1,000 円										
		1,000 円	1,000 円										
		1,000 円	1,000 円										
扶養保険料控除	(a)の金額の合計額 K	12,000 円	(b)の金額の合計額 L	40,000 円									
		1,000 円	1,000 円										
		1,000 円	1,000 円										
		1,000 円	1,000 円										
小規模企業共済等掛金控除	(a)の金額の合計額 M	12,000 円	(b)の金額の合計額 N	40,000 円									
		1,000 円	1,000 円										
		1,000 円	1,000 円										
		1,000 円	1,000 円										
扶養保険料控除	(a)の金額の合計額 O	12,000 円	(b)の金額の合計額 P	40,000 円									
		1,000 円	1,000 円										
		1,000 円	1,000 円										
		1,000 円	1,000 円										
扶養保険料控除	(a)の金額の合計額 Q	12,000 円	(b)の金額の合計額 R	40,000 円									
		1,000 円	1,000 円										
		1,000 円	1,000 円										
		1,000 円	1,000 円										
扶養保険料控除	(a)の金額の合計額 S	12,000 円	(b)の金額の合計額 T	40,000 円									
		1,000 円	1,000 円										
		1,000 円	1,000 円										
		1,000 円	1,000 円										
扶養保険料控除	(a)の金額の合計額 U	12,000 円	(b)の金額の合計額 V	40,000 円									
		1,000 円	1,000 円										
		1,000 円	1,000 円										
		1,000 円	1,000 円										
扶養保険料控除	(a)の金額の合計額 W	12,000 円	(b)の金額の合計額 X	40,000 円									
		1,000 円	1,000 円										
		1,000 円	1,000 円										
		1,000 円	1,000 円										
扶養保険料控除	(a)の金額の合計額 Y	12,000 円	(b)の金額の合計額 Z	40,000 円									
		1,000 円	1,000 円										
		1,000 円	1,000 円										
		1,000 円	1,000 円										

3

1	所轄税務署長	給与の支払者の名前（氏名）	〇〇〇〇 株式会社	(フリガナ) あなたの氏名	ヤマカワ タロウ
2	給与の支払者の番号	1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7	あなたの住所又は居所	〇〇市△△町3-3	山川 太郎
3	給与の支払者の所在地（住所）	税務署長			〇〇市××町 23 - 7

▶① 所轄税務署長

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長を記載します。

▶② 給与の支払者の法人番号

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号を付記するため、あなたが記載する必要はありません。

2 生命保険料控除額の記入

生命保険料控除額	保険会社等の名稱	保険等の種類	保険契約者の氏名受取人の氏名	保険金等の額	新・旧の区分
	2●●生命	養老	10年 山川 太郎	山川 明子	○日 (a) 25,000 円
	一般の生命保険料	××生命	養老 10年 タ	タ	新 (a) 80,000
					新・出 (a)
	(a)のうち新保険料 A 25,000 円	(高額40,000円) (a)の金額を下の計算式I(新保険料等の金額の合計額)にて算出した合計 ① 22,500 円 計 (1) + (2) (3) 40,000 円			
	(a)のうち旧保険料 B 80,000 円	(高額40,000円) (a)の金額を下の計算式II(旧保険料等の金額の合計額)にて算出した合計 ② 45,000 円 ③と④のいずれか大きい金額 ④ 45,000 円			
	3●●生命	介護	10年 山川 太郎	山川 明子	新 (a) 80,000 円
	(a)の金額の合計額 C 80,000 円	(高額40,000円) (a)の金額を下の計算式II(旧保険料等の金額の合計額)にて算出した合計 ⑤ 40,000 円			
4●●土命	○○年全 30年 山川 太郎	山川 太郎	○日 (a) 90,000 円		
個人年金保険料	××生命	○○年全 30年 タ	山川 太郎	新 (a) 30,000 円	
(a)のうち新保険料 D 90,000 円	(高額40,000円) (a)の金額を下の計算式I(新保険料等の金額の合計額)にて算出した合計 ⑥ 40,000 円 計 (1) + (2) (3) 40,000 円				
(a)のうち旧保険料 E 30,000 円	(高額40,000円) (a)の金額を下の計算式II(旧保険料等の金額の合計額)にて算出した合計 ⑦ 27,500 円 ⑧と⑨のいずれか大きい金額 ⑨ 120,000 円				

* 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

▶① 生命保険料控除

保険会社等の名称、保険等の種類などを生命保険料控除証明書や契約証書などを参考に記載します（「新・旧の区分」には、生命保険料控除証明書等に記載されている適用制度の新旧区分を記載します）。
なお、保険金等の受取人は、あなた又はあなたの配偶者や親族（個人年金保険料については親族を除きます。）であることが必要です。
※「給与所得者の保険料控除申告書」を提出する際は、旧生命保険料で一契約の保険料の金額が9,000円以下であるものを除き、証明書類の添付等が必要です。

3 地震保険料控除額等の記入

地震保険料控除額	保険会社等の名稱	保険等の種類(目的)	保険期間	保険契約者の氏名	被保険者の対象となった家屋等の利用区分	被保険料額	支払者の認証	
	地 震	××火災	地震(建物)	5年	山川 太郎	地 面 田長期	42,000 円	
		▲▲火災	積立傷害	20年	山川 太郎	地 震 田长期	14,800 円	
	(a)のうち地震保険料の金額の合計額							⑩ 42,000 円
	(b)のうち旧長期損害保険料の金額の合計額							⑪ 14,800 円
	(b)の金額	(最高50,000円) + (c)の金額 (d)の金額が10,000円を超える場合は、 12,400 円						(最高50,000円)
	地震保険料控除額	(b)の金額 42,000 円 + (c) × 1/2 + 5,000 円						= 50,000 円
社会保険の種類	保険料支払先の名前	保険料を負担することになつている人の氏名	あなたが本年中に支払った保険料の金額					
保険料控除額								
合 計 (控除額)								
小規模企業共済等掛金控除	種類 あなたが本年中に支払った掛金の金額							
	独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金							
確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金								
確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金								
心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金								
合 計 (控除額)								

▶① 地震保険料控除

保険会社等の名称、保険等の種類などを地震保険料控除証明書や契約証書などを参考に記載します（「地震保険料又は旧長期損害保険料区分」欄には、地震保険料控除証明書等に記載されている適用制度の区分に○を付けます。）。
保険等の対象となった家屋等に居住又は家財を利用している人は、あなた又はあなたと生計を一にする親族であることが必要です。
※「給与所得者の保険料控除申告書」を提出する際は、証明書類の添付等が必要です。

▶② 一般の生命保険料

(保険料控除証明書からの記載例)
(イメージ) 保険料控除証明書（一部抜粋）

令和7年分 生命保険料控除証明書

契約番号(証券記載番号)	保険払込期間	保険種類	適用制度
○○○○△△△△	10年	養老	新生命保険料控除制度
払込方法	契約日	保険期間	年金支払開始日
月払	○年〇月〇日	10年	
保険金受取人名		保険受取人生年月日	
	山川 明子	○年〇月〇日	
一般	一般の生命保険料(A)	配当金(相当額)(B)	一般証明額(A-B)
	25,000 円	0 円	25,000 円
介護	介護医療保険料(C)	配当金(相当額)(D)	介護医療証明額(C-D)
年金	個人年金保険料(E)	配当金(相当額)(F)	個人年金証明額(E-F)

(記載例の控除額の計算)

- ①欄: 25,000円 × 1/2 + 10,000円 = 22,500円 (計算式 I)
②欄: 80,000円 × 1/4 + 25,000円 = 45,000円 (計算式 II)
③欄: 22,500円 + 45,000円 = 67,500円 → 最高 40,000円
④欄: 控除額は、②と③のいずれか大きい金額 → 45,000円

▶③ 介護保険料

(記載例の控除額の計算)

⑤欄: 80,000円 × 1/4 + 20,000円 = 40,000円 (計算式 I)

▶④ 個人年金保険料

(記載例の控除額の計算)

- ④欄: 90,000円 → 最高 40,000円 (計算式 I)
⑤欄: 30,000円 × 1/2 + 12,500円 = 27,500円 (計算式 II)
⑥欄: 40,000円 + 27,500円 = 67,500円 → 最高 40,000円
⑦欄: 控除額は、⑤と⑥のいずれか大きい金額 → 40,000円

▶⑤ 生命保険料控除額

(記載例の控除額の計算)

⑧ 45,000円 + ⑨ 40,000円 + ⑩ 40,000円 = 125,000円
→ 最高 120,000円

※ 記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。

(保険料控除証明書からの記載例)

(イメージ) 地震保険料控除証明書（一部抜粋）

令和7年分 地震保険料控除証明書

保険契約者氏名	山川 太郎
証券番号	○○○○×××
保険の種類	地震保険
保険の対象	建物
又は被保険者	
保険期間	令和7年1月1日から 令和11年12月31日まで5年間
払込方法	一時払
1回分保険料	42,000 円
控除対象保険料	42,000 円
満期返戻金の有無	無
その他	上記保険料は、所得税法第77条第1項に規定する地震保険料に該当するものです。

(記載例の「地震保険料控除額」の控除額の計算)

地震保険料の控除額
42,000円 (b)の金額、最高 50,000円)
+ 12,400円 (c)の金額が 10,000円を超える場合、
= 54,400円 → 最高 50,000円

▶② 社会保険料控除

国民年金保険料など、あなたが直接支払った社会保険料を記載します。給与から差し引かれた社会保険料は記載しません。

※国民年金の保険料や国民年金基金の加入員として負担する掛金を記載する場合は、「給与所得者の保険料控除申告書」を提出する際、その証明書類の添付等が必要です。

▶③ 小規模企業共済等掛金控除

iDeCo (個人型確定拠出年金) の掛金など、あなたが直接支払った小規模企業共済等掛金を記載します。給与から差し引かれた掛金は記載しません。

※「給与所得者の保険料控除申告書」を提出する際は、証明書類の添付等が必要です。

※ 記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。

(記載例2)

この欄は、『控除申告書』の提出を受けた給与の支払者が記載します。

給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書
年分 年和7
種類 特定増改築等
令和7年分

卷之三

年次調整の際に、次のとおり(特定改修等)住宅借入金等特別控除を受けないので、申告します。			
		(特例適用の参考)	
新規、購入及び贈与等に係る 住宅(宅地、借入金等による 預り資本金の額) ^① (注)通常借入による預り資本金の額	円	新規又は購入に係る預り資本金等の計算 の方法	新規又は購入に係る預り資本金等の計算 の方法
(^① のうち賃料の年額、高さ のうち賃料の年額、賃料の割合 + (^② のうち差額の割合× 定期賃貸借料))	(%)	(%)	(%)
(^① のうち賃料の年額、高さ のうち賃料の年額、賃料の割合 + (^② のうち差額の割合× 定期賃貸借料))	円	(^① のうち少ない方 のうち少ない方の金額 いざれか少ない方の金額) ^③	円
(^③ × 「居住用賃会」 ^④) 住宅借入金等の年末残高等 ^⑤ (^④ の額の合計額)	円	(100.0 %)	(100.0 %)
特定改修等の費用の額 ^⑥ (注)※	円	年間所得の見積額 (3,000万円未満の場合は、3,000万円未満の額を算出する場合) (備考)	8,800,000
特定改修等住宅借入金等特別 控除を受ける場合の 特定改修等の費用の額 ^⑦ (住宅借入金等の年末残高等 (^⑤ のうち少ない方の金額) ^⑧) 生・住・借入金等特別控除額 ^⑨ (^⑥ × 1 %)	円	1,100,000円未満の場合は、1,100,000円未満の額を算出する場合の 特定改修等住宅借入金等特別 控除を受ける場合の 特定改修等の費用の額 ^⑩ (注)※	197,500
		重複適用(の特例) ^⑪ 二の説明を参考に譲 重複適用(の特例) ^⑫ 重複適用(の特例) ^⑬	
		重複適用(の特例) ^⑭ 重複適用(の特例) ^⑮ 重複適用(の特例) ^⑯	

令和7年分 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書

國税 太郎 様

④ 居住開始年月		⑤ 取得料金の額		⑥ 居住用賃借料金		⑦ 賃料減額の額		⑧ 賃料減額の額		⑨ 賃料減額の額		⑩ 賃料減額の額		⑪ 賃料減額の額		
年	月	日	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
令和3年 〇月 〇日	11,000,000	円	100,0	%	50,00	%	12,500,000	円	100,0	%	50,00	%	12,500,000	円	100,0	%
② 居住開始年月	③ 増改築等の費用の額	円	④ 増改築等の費用の額	円	⑤ 増改築等の費用の額	円	⑥ 増改築等の費用の額	円	⑦ 増改築等の費用の額	円	⑧ 増改築等の費用の額	円	⑨ 増改築等の費用の額	円	⑩ 増改築等の費用の額	円

住家取得資金に係る借入金の年末残高証明書

卷之三

ロ 「(⑤欄の④)の居住用割合」と「(⑥欄の④)の居住用割合」と「(⑧欄の④)の居住用割合」又は「(⑦欄の④)の居住用割合」と「(⑨欄の④)の居住用割合」と「(⑩欄の④)の居住用割合」が異なる場合は、下の第4位まで算出した割合を(⑪欄の④)に記入します。おなじ小数点以下第4位まで算出した割合を(⑫欄の④)に記入します。(下の算式により計算した場合には、「備考」欄の書き方も参考してください。)

卷之三

1 〔金の金額+金の会員割引〕 = _____

（会員の会類）

(②)の金額又は(③)の金額へ、(○の口印)

『松陰中生畫』の重複資料

（特定期間の借入金等特別控除額の合計額を、その合計額をもとに算出する）

記に欄余額控特別控入金等の特例(特定増改築等)を受ける場合の適用範囲を重複適用

人じまう。

「備考」欄の記入に当たつては恣にナリマス。

災害による損害を受ける場合、引き続き翌年以後、その家の屋居住の用に供することができるようになります。

と記載します。

(記載例3)

この記載例は、令和7年分の年乗調整額において住宅借り入れ特典を受ける場合の「借与所得者の住宅借り入れ特典特別控除申告書」における記載事項です。この記載例では、年乗調整額が1万円未満であるため、確定申告書面に記載する場合は、金額記入欄が空欄となります。

この欄は、「控除申告書」の提出を受けた給与の支給者が記載します。

給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書 兼住宅借入金等特別控除計算明細書

住宅取得資金三種の借入金の年々残高等証明書

（注）①：この部分は計算する年と手帳年によっては、異なる結果となる場合があります。そのための考え方を「年始算出」と名づけます。年始算出の考え方では、次の計算式を用いてください。
（注）②：この部分は計算する年と手帳年によっては、異なる結果となる場合があります。そのための考え方を「年中算出」と名づけます。年中算出の考え方では、次の計算式を用いてください。

令和7年分 年末調整のための住宅借入金等特別免除証明書

□□□□□	○○△△町×-×××	國税 太郎 様	令和 7 年 〇 月 〇 日																								
左記の方の住宅借入金等特別控除 に關する事項について次のとおり 申明します。	○○ 稅務署長	○○ ○○																									
<p>〔證明事項〕(令和6年中附生地・認定生地を用)</p> <table border="1"> <tr> <td>① 住居開始年月日</td> <td>② 取得 所有権の額</td> <td>③ 居住用賃料 (④)差額賃料割合</td> <td>⑤ 土地等に關する事項</td> </tr> <tr> <td>令和6年 〇月〇日</td> <td>11,000,000円</td> <td>100.0%</td> <td>⑥ 賃用賃料割合</td> </tr> <tr> <td>⑦ 住居開始年月日</td> <td>⑧ 減改築等の費用の額</td> <td>⑨ 居住用賃料 (⑩)差額賃料割合</td> <td>⑪ 土地等に關する事項</td> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td>円</td> <td>%</td> <td>⑫ 差額賃料割合 %</td> </tr> <tr> <td>⑬ 住 宅を購入した年月日等のもの</td> <td>⑭ 住 宅も及び土地等のもの</td> <td>⑮ 住 宅を購入した年月日等のもの</td> <td>⑯ 住 宅も及び土地等のもの</td> </tr> <tr> <td>⑰ 140,000円 (うち支拂うべき賃料の額)</td> <td>140,000円 (うち支拂うべき賃料の額)</td> <td>140,000円 (うち支拂うべき賃料の額)</td> <td>140,000円 (うち支拂うべき賃料の額)</td> </tr> </table>				① 住居開始年月日	② 取得 所有権の額	③ 居住用賃料 (④)差額賃料割合	⑤ 土地等に關する事項	令和6年 〇月〇日	11,000,000円	100.0%	⑥ 賃用賃料割合	⑦ 住居開始年月日	⑧ 減改築等の費用の額	⑨ 居住用賃料 (⑩)差額賃料割合	⑪ 土地等に關する事項	年 月 日	円	%	⑫ 差額賃料割合 %	⑬ 住 宅を購入した年月日等のもの	⑭ 住 宅も及び土地等のもの	⑮ 住 宅を購入した年月日等のもの	⑯ 住 宅も及び土地等のもの	⑰ 140,000円 (うち支拂うべき賃料の額)	140,000円 (うち支拂うべき賃料の額)	140,000円 (うち支拂うべき賃料の額)	140,000円 (うち支拂うべき賃料の額)
① 住居開始年月日	② 取得 所有権の額	③ 居住用賃料 (④)差額賃料割合	⑤ 土地等に關する事項																								
令和6年 〇月〇日	11,000,000円	100.0%	⑥ 賃用賃料割合																								
⑦ 住居開始年月日	⑧ 減改築等の費用の額	⑨ 居住用賃料 (⑩)差額賃料割合	⑪ 土地等に關する事項																								
年 月 日	円	%	⑫ 差額賃料割合 %																								
⑬ 住 宅を購入した年月日等のもの	⑭ 住 宅も及び土地等のもの	⑮ 住 宅を購入した年月日等のもの	⑯ 住 宅も及び土地等のもの																								
⑰ 140,000円 (うち支拂うべき賃料の額)	140,000円 (うち支拂うべき賃料の額)	140,000円 (うち支拂うべき賃料の額)	140,000円 (うち支拂うべき賃料の額)																								

(算式七)	i	$\frac{\text{③の金額}}{\text{②の金額} + \text{③の金額}} \times 100\% = \frac{\text{円}}{\text{円}} \times \text{円} \times \text{③の割合} (\%) = \frac{\text{円}}{\text{円}} \times \text{円} \times \text{④の割合} (\%) = \frac{\text{円}}{\text{円}} \times \text{円} \times \text{⑤の割合} (\%) = \frac{\text{円}}{\text{円}}$
	ii	$\frac{\text{③の金額}}{\text{②の金額} + \text{③の金額}} \times 100\% = \frac{\text{円}}{\text{円}} \times \text{円} \times \text{③の割合} (\%) = \frac{\text{円}}{\text{円}} \times \text{円} \times \text{④の割合} (\%) = \frac{\text{円}}{\text{円}} \times \text{円} \times \text{⑤の割合} (\%) = \frac{\text{円}}{\text{円}}$

ハ、(特定増改築等) 宅宅借入金等特別控除の重複適用を受ける方は、「控除申告書」の重複適用 1枚目及び重複適用 2枚目の⑥欄又は⑧欄の(特定増改築等) 宅宅借入金等特別控除額の金額を合計して、その合計額を重複適用 1枚目の重複適用を受ける場合の(特定増改築等) 宅宅借入金等特別控除額欄に記入します。

二 「控除申告書」の「備考」欄の記入に当たっては次のように
1 災害によりその家屋を居住の用に供することができなくなり、翌年以後、引き続き控除を受ける場合
には、「災害年 令和〇年〇月〇日」と記載します。

2 ○欄の④の記入に当たり、上記口の算式により計算した場合には、算式にてはめた計算を書きります。

3 なお、「備考」欄に書ききれない場合は、「贈与別紙形式に記載して添付してください。
3 調査書からの場合は、「贈与の旨を記載してください。
3 機関からの場合は、「贈与金機関からの借入」などと、調査書方式に対応する金融機関

証明事項の各欄は、令和6年分の申告に基づいて記載しています。

○ 令和8年分 給与所得者の扶養控除等申告書

※ 令和8年分の扶養控除等申告書においては、記載事項が「控除対象扶養親族」から「源泉控除対象親族」に改正されていますので、記載漏れがないようご注意ください。また、令和7年分の所得税から、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件の引上げなどの改正も行われていますので、併せて記載漏れがないようご注意ください。

令和8年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書										
1 主たる給与から扶養控除を受ける	所轄税務署長等	給与の支払者の の名称(氏名)	○○○○○ 株式会社	(フリガナ) あなたの氏名	ヤマカワ タロウ	あなたの生年月日 平成57年1月1日	非居住者である親族(注1) 生前を一にする実質 (該当する場合は○を付けてください。)	住所又は居所	○○市××町 23-7	扶養月日及び事由 (合計8年中に勤務があった場合に記入してください。)(以降同様。)
	□ 税務署長	給与の支払者の の法人(個人)番号	1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7	あなたの個人番号	1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6	あなたの親族	本人	山川 太郎	山川 太郎	あなたが生年月日、平成57年1月1日
	○○ 市区町村長	給与の支払者の の所在地(住所)	□□市△△町 3-3	あなたの住居番号 (郵便番号 000-0000)		あなたの住居番号 (郵便番号 000-0000)	配偶者の有無			扶養月日及び事由 (合計8年中に勤務があった場合に記入してください。)(以降同様。)
	以下の各欄に記載する親族がなくかつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生いずれにも該当しない場合には、上記の各欄を記載して給与の支払者に提出してください。									
2 主たる給与から扶養控除を受ける	区分等	(フリガナ) 名	個人番号	あなたの親族	生年月日	合計8年中の 所得の見積額	非居住者である親族(注1) 生前を一にする実質 (該当する場合は○を付けてください。)	住所又は居所	異動月日及び事由	
	3 障害者、寡婦、 ひとり親又は 勤労学生	源泉控除 対象配偶者 (16歳以上) (平成23.1.15現在)	ヤマカワ アキコ	2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7	あなたの親族	平成57年10月5日	500,000円	□ 同居親族等 □ その他	○○市××町 23-7	○○市××町 23-7
			山川 明子	1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7	あなたの親族	平成57年10月5日	0円	✓ 非特定扶養親族 特定扶養親族 □ 同居親族等 □ その他	1234 Kokuzi Street, USA	
			山川 一郎	子 男 大 16 2 4	あなたの親族	平成16年2月4日	0円	□ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 □ 学業 □ 職業 □ 38万円以上の支払		
			山川 春子	6 6 7 7 8 8 9 9 0 0 1 1	あなたの親族	平成17年3月3日	1,000,000円	□ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 □ 学業 □ 職業 □ 38万円以上の支払	○○市××町 23-7	
		山川 春子	子 男 大 17 3 3	あなたの親族	平成17年3月3日	0円	□ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 □ 学業 □ 職業 □ 38万円以上の支払	ク		
		山川 ヨウ	3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8 8	あなたの親族	平成21年5月17日	0円	□ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 □ 学業 □ 職業 □ 38万円以上の支払	ク		
		山川 二郎	子 男 大 21 5 17	あなたの親族	平成21年5月17日	300,000円	□ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 □ 学業 □ 職業 □ 38万円以上の支払	ク		
		山川 隆雄	4 4 5 5 6 6 7 7 8 8 9 9	あなたの親族	平成22年5月8日	0円	□ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 □ 学業 □ 職業 □ 38万円以上の支払	ク		
		父 男 大 22 5 8	あなたの親族	平成22年5月8日	0円	□ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 □ 学業 □ 職業 □ 38万円以上の支払	ク			
		4 他の所得者が 扶養を受ける 扶養親族等	被扶養者	区分等	被扶養者の 人 本 一 同一 生 年 月 日 既 扶 养 親 属 等 一般の被扶養者	□ 寡 婦 ✓ 1人 □ ひとり親 □ 特別扶養者	生年月日	合計8年中の 所得の見積額	非居住者である親族(注1) 生前を一にする実質 (該当する場合は○を付けてください。)	異動月日及び事由
		上の該当する項目及び()内に該当する被扶養者の人数を記載してください。								
5 住民権に関する事項(この期は、地方税法第45条の3の2及び第31条の3の2に基づき、給与の支払者を各自由で市区町村に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を記載してください。)										
16歳未満の 扶養親族 (平成23.1.2以後生)	1 山川 三郎	被扶養者の 名	個人番号	あなたの親族	生年月日	合計8年中の 所得の見積額	扶養親族等申告書の記載欄を記載してください。	異動月日及び事由		
退職手当等を有する 配偶者・扶養親族 ・特定親族	2 山川 三郎	被扶養者の 名	個人番号	あなたの親族	生年月日	合計8年中の 所得の見積額	扶養親族等申告書の記載欄を記載してください。	異動月日及び事由		

1 氏名、住所などの記入

1 所轄税務署長等	給与の支払者の の名称(氏名)	○○○○○ 株式会社	(フリガナ) あなたの氏名	ヤマカワ タロウ	あなたの生年月日 平成57年1月1日	非居住者である親族(注1) 生前を一にする実質 (該当する場合は○を付けてください。)	住所又は居所	○○市××町 23-7	扶養月日及び事由 (合計8年中に勤務があった場合に記入してください。)(以降同様。)
	□ 税務署長	給与の支払者の の法人(個人)番号	1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7	あなたの個人番号	1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6	あなたの親族	本人	山川 太郎	山川 太郎
○○ 市区町村長	給与の支払者の の所在地(住所)	□□市△△町 3-3	あなたの住所 (郵便番号 000-0000)		あなたの住所 (郵便番号 000-0000)	配偶者の有無			扶養月日及び事由 (合計8年中に勤務があった場合に記入してください。)(以降同様。)

▶① 所轄税務署長等

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長とあなたの住所地等の市区町村長を記載します。

▶② 給与の支払者の法人(個人)番号

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の個人番号又は法人番号を付記するため、あなたが記載する必要はありません。

▶③ あなたの個人番号
あなたの個人番号を記載する必要がありますが、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

▶④ 従たる給与についての扶養控除等申告書の提出
2か所以上から給与の支払を受けている人が、他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出している場合に○を付けます。

2 源泉控除対象配偶者、源泉控除対象親族の記入

1 主たる給与から扶養控除を受ける	区分等	(フリガナ) 名	3 個人番号	4 生年月日	6 合計8年中の 所得の見積額	6 非居住者である親族(注1) 生前を一にする実質 (該当する場合は○を付けてください。)	7 住所又は居所	9 異動月日及び事由 (合計8年中に勤務があった場合に記入してください。)(以降同様。)		
	2 源泉控除 対象配偶者 (16歳以上) (平成23.1.15現在)	源泉控除 対象配偶者 (16歳以上) (平成23.1.15現在)	ヤマカワ アキコ	2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7	あなたの親族	平成24年7月5日	500,000円	○○市××町 23-7	従たる給与についての扶養控除等申告書の記載欄を記載してください。	
			山川 明子	1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7	あなたの親族	平成57年10月5日	0円	✓ 非特定扶養親族 特定扶養親族 □ 同居親族等 □ その他	1234 Kokuzi Street, USA	
			山川 一郎	子 男 大 16 2 4	あなたの親族	平成16年2月4日	0円	□ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 □ 学業 □ 職業 □ 38万円以上の支払		
			山川 ハルコ	6 6 7 7 8 8 9 9 0 0 1 1	あなたの親族	平成17年3月3日	1,000,000円	□ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 □ 学業 □ 職業 □ 38万円以上の支払	○○市××町 23-7	
		山川 春子	子 男 大 17 3 3	あなたの親族	平成17年3月3日	0円	□ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 □ 学業 □ 職業 □ 38万円以上の支払	ク		
		山川 ヨウ	3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8 8	あなたの親族	平成21年5月17日	0円	□ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 □ 学業 □ 職業 □ 38万円以上の支払	ク		
		山川 二郎	子 男 大 21 5 17	あなたの親族	平成21年5月17日	300,000円	□ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 □ 学業 □ 職業 □ 38万円以上の支払	ク		
		山川 隆雄	4 4 5 5 6 6 7 7 8 8 9 9	あなたの親族	平成22年5月8日	0円	□ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 □ 学業 □ 職業 □ 38万円以上の支払	ク		
		父 男 大 22 5 8	あなたの親族	平成22年5月8日	0円	□ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 □ 学業 □ 職業 □ 38万円以上の支払	ク			
		3 障害者、寡婦、 ひとり親又は 勤労学生	被扶養者	区分等	被扶養者の 人 本 一 同一 生 年 月 日 既 扶 养 親 属 等 一般の被扶養者	□ 寡 婦 ✓ 1人 □ ひとり親 □ 特別扶養者	生年月日	合計8年中の 所得の見積額	非居住者である親族(注1) 生前を一にする実質 (該当する場合は○を付けてください。)	異動月日及び事由
		上の該当する項目及び()内に該当する被扶養者の人数を記載してください。								

▶① A 源泉控除対象配偶者

あなた(令和8年中の合計所得金額の見積額が900万円以下の人々に限ります。)と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で令和8年中の合計所得金額の見積額が95万円以下の人について記載します。

▶② B 源泉控除対象親族

次の①又は②のいずれかに該当する人について記載します。

①扶養親族のうち、次のイ又はロのいずれかに該当する人(控除対象扶養親族)

イ 居住者のうち、年齢16歳以上の人(平成23年1月1日以前に生まれた人)

ロ 非居住者のうち、次のいずれかに該当する人

(イ) 年齢16歳以上30歳未満の人(平成9年1月2日から平成23年1月1日までの間に生まれた人)

(ロ) 年齢70歳以上の人(昭和32年1月1日以前に生まれた人)
(ハ) 年齢30歳以上70歳未満の人(昭和32年1月2日から平成9年1月1日までの間に生まれた人)のうち、「留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人」、「障害者」又は「あなたから令和8年中ににおいて生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受ける人」※「扶養親族」とは、あなたと生計を一にする親族(里子や養護老人を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で令和8年中の合計所得金額の見積額が58万円以下の人のいいます。

②あなたと生計を一にする親族(里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)のうち、年齢19歳以上23歳未満(平成16年1月2日～平成20年1月1日生)

で令和8年中の合計所得金額の見積額が58万円超100万円以下の人

▶③ 個人番号

源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族の個人番号を記載する必要が

ありますが、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

▶④ 老人扶養親族（昭 32.1.1 以前生）

源泉控除対象親族が年齢70歳以上（昭和32年1月1日以前生）の場合には、次のとおりいずれかにチェックを付けます。

- ①その人があなた又はあなたの配偶者の直系尊属で、あなた又はあなたの配偶者のいずれかと同居を常況としている人であるとき⇒「同居老親等」
②その人が①以外の人であるとき ⇒「その他」

▶⑤ 特定扶養親族・特定親族（平 16.1.2 生～平 20.1.1 生）

源泉控除対象親族が年齢19歳以上23歳未満（平成16年1月2日～平成20年1月1日生）の場合には、次のとおりいずれかにチェックを付けます。

- ①その人の令和8年中の合計所得金額の見積額が58万円以下であるとき ⇒「特定扶養親族」
②その人の令和8年中の合計所得金額の見積額が58万円超100万円以下であるとき ⇒「特定親族」

▶⑥ 非居住者である親族

源泉控除対象配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である親族」欄に○印を付けます。

源泉控除対象親族が非居住者であり、その非居住者の年齢が16歳以上30歳未満又は70歳以上である場合には「非居住者である親族」欄の「16歳以上30歳未満又は70歳以上」にチェックを付け、30歳以上70歳未満の場合には、「留学」「障害者」又は「38万円以上の支払」のうち該当するいずれかの項目にチェックを付けます。

3 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生の記入

障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	障害者	1	2	3	4	障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の9をお読みください。) 異動月日及び事由 山川隆雄、身体障害者3級 身体障害者手帳 平成28年4月11日交付	
		該当者区分	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族(注2)		□ 寡婦
		一般の障害者			✓ (1人)		□ ひとり親
		特別障害者			(人)		□ 勤労学生
上の該当する項目及び欄にチェックを付け、()内には該当する扶養親族の人数を記載してください。							

▶① 同一生計配偶者

同一生計配偶者が一般的な障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付けます。

※「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、令和8年中の合計所得金額の見積額が**58万円以下**の人をいいます。

▶② 扶養親族

扶養親族が一般的な障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付けます。

なお、障害者控除の対象となる扶養親族は、控除対象扶養親族とは異なり、年齢16歳未満（平成23年1月2日以後生）の扶養親族も対象となります。

源泉控除対象配偶者や源泉控除対象親族が非居住者である場合、親族関係書類の添付等が必要です。

上記の「留学」にチェックを付けた場合は、留学ビザ等書類の添付等が必要です。

● (参考)

①収入が給与所得のみの場合の給与等の収入金額と所得金額の関係は、次の表のとおりです。（特定支出控除の適用がある場合を除きます。）

給与の収入金額		所得金額
所得金額調整控除の適用を受ける場合	11,100,000円	9,000,000円
所得金額調整控除の適用を受けない場合	10,950,000円	
	1,650,000円	1,000,000円
	1,600,000円	950,000円
	1,230,000円	580,000円

②収入が公的年金等に係る雑所得のみの場合の公的年金等の収入金額と所得金額の関係は、次の表のとおりです。

公的年金等の収入金額		所得金額
65歳未満	1,633,334円	950,000円
	1,180,000円	580,000円
65歳以上	2,050,000円	950,000円
	1,680,000円	580,000円

※ 記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。

※特定親族は、扶養親族には該当しませんので、あなたの障害者控除の対象となりません。

▶③ 寡婦など

あなたが寡婦、ひとり親、勤労学生に該当する場合にチェックを付けます。

▶④ 障害者又は勤労学生の内容

左記の障害者又は勤労学生に該当する（人がいる）場合、その該当する事実やその人の氏名を記載します。

（例）障害者の場合…障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度（等級）などの障害者に該当する事実を記載します。

4 住民税に関する事項の記入

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)										
1	16歳未満の扶養親族(平23.1.2以後生)	(フリガナ)名		個人番号		の配偶者の	出生年月日	住所又は居所	控除対象国外扶養親族(注2)の有無(※) 令和8年中の所得の見積額(※) 区分	異動月日及び事由 ※「令和8年中の所得の見積額」欄には、退職所得の場合は、退職所得の見積額を記載します。
		ヤマカワ サブロウ	1	山川 三郎	5 5 6 6 7 7 8 8 9 9 0 0	子	24.7.5	○○市××町 23-7	2	
3	退職手当等を有する配偶者・扶養親族・特定親族	(フリガナ)名		個人番号		の配偶者の	出生年月日	住所又は居所	非居住者である親族(注2)の有無(※) 令和8年中の所得の見積額(※) 区分	異動月日及び事由 ※「令和8年中の所得の見積額」欄には、退職所得の場合は、退職所得の見積額を記載します。
		明夫輔	2	平介	5 5 6 6 7 7 8 8 9 9 0 0	夫	24.7.5	明夫輔	4	

※ 1 記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。

2 住民税では、扶養親族等の要件とされる所得の金額には、退職所得の金額は含めないこととされています。

3 「住民税に関する事項」欄については、ご不明な点などがありましたら、お住まいの市区町村へお尋ねください。

▶① 16歳未満の扶養親族（平 23.1.2 以後生）

年齢16歳未満（平成23年1月2日以後生）の扶養親族について記載します。

▶② 控除対象国外扶養親族

国内に住所を有しない16歳未満の扶養親族に該当する場合に○を付けます。この場合、親族関係書類及び送金関係書類を令和9年3月15日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。

▶③ 退職手当等を有する配偶者・扶養親族・特定親族

退職手当等（源泉徴収されるものに限ります。以下同じです。）の支払を受ける配偶者（あなたと生計を一にする配偶者で、令和8年中の退職所得を除いた合計所得金額の見積額が133万円以下であるものに限ります。）扶養親族又は特定親族について記載します。

▶④ 非居住者である親族

退職手当等の支払を受ける配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である親族」欄の「配偶者」にチェックを付けます。

また、退職手当等の支払を受ける扶養親族又は特定親族が非居住者であり、その非居住者の年齢が30歳未満又は70歳以上である場合には、「非居住者である親族」欄の「30歳未満又は70歳以上」にチェックを付け、30歳以上70歳未満の場合には、「留学」（留学により国内に住所及び居所を有しなく

なった人）、「障害者」又は「38万円以上の支払」（あなたから令和8年中において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けける人）のうち該当するいずれかの項目にチェックを付けます。

この場合、親族関係書類、留学ビザ等書類、送金関係書類及び38万円送金書類を令和9年3月15日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。

▶⑤ 令和8年中の所得の見積額（退職所得を除く）

令和8年中の退職所得の金額を除いた合計所得金額の見積額を記載します。

▶⑥ 障害者区分

退職手当等の支払を受ける配偶者のうち同一生計配偶者（あなたと生計を一にする配偶者で、令和8年中の退職所得を除いた合計所得金額の見積額が**58万円以下**である人をいいます。）又は扶養親族について、その配偶者又は扶養親族が障害者である場合は「一般」にチェックを付け、特別障害者である場合は「特別」にチェックを付けます。

▶⑦ 寡婦又はひとり親

退職所得を除くと令和8年中の合計所得金額の見積額が**58万円以下**となる扶養親族を有することにより、あなたが寡婦又はひとり親に該当する場合に、チェックを付けます。

この申告書に記載すべき事項が、前年に勤務先へ提出した「令和7年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載した事項から異動がない場合は、その記載すべき事項の記載に代えて、異動がない旨を記載した申告書を「簡易な申告書」といいます。
勤務先の指示に基づき、簡易な申告書を提出することができる場合は、「令和8年分 給与所得者の扶養控除等申告書（簡易な申告書）」記載例をご確認ください。

○ 令和8年分 紙と所得者の扶養控除等申告書(簡易な申告書)

勤務先へ提出する「令和8年分紙と所得者の扶養控除等申告書」に記載すべき事項が、前年にその勤務先へ提出した「令和7年分紙と所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載した事項から異動がない場合は、その記載すべき事項の記載に代えて、勤務先の指示の下、異動がない旨を記載した申告書を提出することができます。この異動がない旨を記載した申告書を「簡易な申告書」といいます。

1

令和8年分 紙と所得者の扶養控除等(異動)申告書													
所轄税務署長等 税務署長 市区町村長	給与の支払者 の名称(氏名) ※この申告書の提出を受けた給与の支払者が記載してください。			(フリガナ) あなたの氏名 山川 太郎			ヤマカワ タロウ あなたの生年月日 平成23年1月1日			年 月 日			
	給与の支払者 の法人(個人)番号			あなたの個人番号 11122233445566			世帯主の氏名 あなたとの続柄 配偶者			従たる給与につ いての扶養控除 等申告書の提出 提出している場合 には、ご記入ください。			
	給与の支払者 の所在地(住所)			あなたの住所 (郵便番号 000-0000) 〇〇市××町 23-7			配偶者の有無 有・無						
以下の欄に記載する親族がなくかつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、上記の各欄を記載し給与の支払者に提出してください。													
主たる給与 から扶養 控除を受ける 対象親族 A 対象親族 (16歳以上) (平23.1.12現在)	区分等 (フリガナ) 氏名 源泉控除 対象親族 B 対象親族 (16歳以上) (平23.1.12現在)	個人番号 (平成23.1.12以前) あなたの続柄 生年月日 (平成23.1.12以後)			令和8年中の 所得見込額 (平成23.1.12以後)			非居住者である親族(注1) 生徒を一にする事実 (該当する場合は□印を付けてください)			異動月日及び事由 (令和8年中に変更があった場合に記入してください) (該当する場合は□印を付けてください)		
		明・大 昭・平			明・大 昭・平			明・大 昭・平			明・大 昭・平		
		明・大 昭・平			明・大 昭・平			明・大 昭・平			明・大 昭・平		
		明・大 昭・平			明・大 昭・平			明・大 昭・平			明・大 昭・平		
		明・大 昭・平			明・大 昭・平			明・大 昭・平			明・大 昭・平		
		明・大 昭・平			明・大 昭・平			明・大 昭・平			明・大 昭・平		
		明・大 昭・平			明・大 昭・平			明・大 昭・平			明・大 昭・平		
		明・大 昭・平			明・大 昭・平			明・大 昭・平			明・大 昭・平		
		明・大 昭・平			明・大 昭・平			明・大 昭・平			明・大 昭・平		
		明・大 昭・平			明・大 昭・平			明・大 昭・平			明・大 昭・平		
障害者 区分 該当者 本 人 同一 生 活 保 険 族 一般の障害者 ()内には該当する扶養親族の人数を記入してください。 □ 寡 □ ひとり親 □ 特別障害者 ()内には該当する扶養親族の人数を記入してください。 □ 勤労学生 ()内には該当する扶養親族の人数を記入してください。 ※ 記載者が「家庭扶助対象者」や「源泉扶助対象者」などに該当する場合は、裏面の「4 扶養親族等の確認」をご確認ください。 (注1) 非居住者に該当する場合は扶養親族である場合は「16歳以上30歳未満又は17歳以上」にチェックを付けてください。 (注2) 特定親族は、扶養親族には該当しませんので、あなたの扶養親族等の場合は(注1)に記入ください。													
障害者又は勤労学生の内容(この欄の記述に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の9をお読みください) 異動月日及び事由													
他の所得者 D 扶養を受ける 扶養親族等 氏名 あなたの 続柄 生年月日 住 所 又 是 居 所 扶養を受ける他の所得者 氏名 あなたの続柄 住 所 又 是 居 所 異動月日及び事由													
○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第17条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)													
16歳未満の 扶養親族 (平23.1.2以後生)													
退職手当等を有する 扶養親族 ・特定親族													

扶
前年から
異動なし



【扶養控除等申告書の提出について】

異動事項の有無の確認

勤務先の指示に基づき、簡易な申告書を提出しようとする場合は、前年に提出した扶養控除等申告書に記載した事項から異動がないか必ず確認してください。

国税庁ホームページに掲載している「扶養控除等申告書の提出について」に異動事項の有無を確認することができるチェックリストを記載していますので、異動事項の確認にご利用ください。

1 簡易な申告書の記載

所轄税務署長等 税務署長 市区町村長	給与の支払者 の名称(氏名)			① (フリガナ) あなたの氏名 山川 太郎	ヤマカワ タロウ あなたの生年月日 平成23年1月1日			年 月 日					
	給与の支払者 の法人(個人)番号				あなたの個人番号 11122233445566			世帯主の氏名 あなたとの続柄 配偶者			従たる給与につ いての扶養控除 等申告書の提出 提出している場合 には、ご記入ください。		
	給与の支払者 の所在地(住所)				あなたの住所 (郵便番号 000-0000) 〇〇市××町 23-7			配偶者の有無 有・無					

2
前年から
異動なし

▶① あなたの氏名、個人番号及び住所又は居所

あなたの氏名、個人番号及び住所又は居所を記載します。
なお、個人番号については、一定の要件の下、記載を要しない場合がありますので、勤務先に確認してください。

▶② 異動がない旨の記載

上記のとおり異動事項の有無を確認していただき、異動がない場合には、余白等に前年から異動がない旨を記載します。

○還付申告に当たっての注意事項～給与所得者用～

◎還付のための申告は、ご自分で作成して、早めに提出しましょう！

※ 多額の医療費を支払ったり、令和7年中に住宅をローンで購入された場合などで、源泉※
 徴収された所得税及び復興特別所得税の還付を受ける方は、確定申告が必要です。
 確定申告書の作成に当たっては、復興特別所得税の記入漏れのないようご注意ください。※

- 令和7年分の確定申告の相談及び申告書の受付期間（確定申告期間）は、令和8年2月16日（月）から同年3月16日（月）までです。

なお、還付申告は、令和8年2月13日（金）以前でも行うことができます。

- 税務署の閉庁日（土・日曜・祝日などの休日）は、通常、相談及び受付は行っておりませんが、申告書は、e-Taxによる送信又は郵便若しくは信書便による送付又は税務署の時間外受取箱への投函により、提出することができます。

医療費控除を受ける方へ

申告する方やその方と生計を一にする配偶者その他の親族のために、令和7年中に支払った医療費がある場合は、次のとおり計算した金額を医療費控除として、所得金額から差し引くことができます。

$$\left(\text{令和7年中に支払った医療費の総額} - \text{保険金などで補てんされる金額} \right) - \left\{ 10 \text{万円} \left(\begin{array}{l} \text{所得の合計額が200万円} \\ \text{までの方は所得の合計額} \\ \text{の5\%} \end{array} \right) \right\} = \text{医療費控除額} \quad (\text{最高200万円})$$

ふるさと納税をされた方へ

ふるさと納税は、地方公共団体への寄附金として、確定申告における寄附金控除の対象となり、ふるさと納税の金額について一定の限度額までは、その金額から2千円を差し引いた金額が所得税と翌年度の個人住民税から控除されます。

なお、確定申告を行う方は、ふるさと納税ワンストップ特例の申請が無効となるため、ワンストップ特例の申請をした分も含めて寄附金控除額を計算する必要があります。

○申告書の作成は「確定申告書等作成コーナー」から！

「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、申告書等の作成・e-Taxによる送信（提出）ができます。自動計算されるので計算誤りがありません。

作成コーナー



○確定申告書作成時に給与所得の源泉徴収票の情報が自動で入力できます！

令和6年2月（令和5年分の所得税の確定申告）から、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」からマイナンバーカードを利用してe-Taxで申告する際、お勤め先（給与等の支払者）から税務署に提出された「給与所得の源泉徴収票」の情報を、マイナポータル経由で取得し、確定申告書の該当項目に自動で入力することができるようになりました（マイナポータル連携）。

※ マイナポータル連携により自動入力された内容については、お勤め先から交付された源泉徴収票の内容と一致していることを必ずご確認の上、ご利用ください。

詳しくは、国税庁ホームページ
 「給与情報のマイナポータル連携」
 特設ページをご確認ください。
 ※ マイナンバーカード及び電子
 証明書の有効期限にご注意ください。
 有効期限や更新手続等の詳細
 は、こちらをご確認ください。



デジタル庁
公式note